

魚沼民商だより

2019年

第2141号

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話 025(792)3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

NO. 9607 P. 1

**3・13 増税反対全国統一行動
小千谷魚沼集会**

日時 3月13日(水)
午後1時開会

会場 小千谷市サンプラザ



小千谷・「売掛金が差し押さえられた」と相談が来ました!

2月20日、小千谷市内の運送業の社長から、「社会保険料の滞納で、売掛金が差し押さえられてしまった。従業員の給料が支給できない。どうすればいいか」と、長岡の年金事務所内から民商事務所に連絡が入りました。即、小千谷の杵瀬新一支部長に連絡を取り、対策を講じています。

いま全国的に、社会保険料の滞納による、差押さえが横行しています。先般、そのことをもとに「2・6省庁交渉」(厚労省)にて、切実な声を届けました。その結果、「差押さえありきでない。話し合いをするよう指導している。もし問題事例があれば、厚生労働省の年金局(03-5253-1111【代表】)などに報告してもらえば、年金事務所に連絡する」と回答を引き出しています。

みなさん、税金要求だけで無く、様々な声をくみ上げ、要求実現に向けて民商は奔走しています。

一括で税金が払い切れない時は分納制度を活用しましょう

今、自主申告作成会の集まりにて、必ず消費税のことが話題となります。そのなかでも、「飲食店の仲間に、消費税のインボイス(適格請求書)に登録番号というものがある。免税業者はその番号がない。その番号が無ければ、食品メーカーへや、問屋との取引が難しくなるみたいだ。番号を得るために消費税申告者になるかいと聞いたら、「そうなるのであれば、インターネットからでも、業務用スーパーからでも仕入れるよ。だから、このまま免税業者でいるよ」と、言っていたよ」(洋食店)と話しが広がります。

やはり、この時期、先般行われた沖縄の県民投票を学び、これからも、この先も、この地域で生業として生きて行くには、業者人生を大いに語り合い、署名活動(手段)を春の地方選挙・夏の参院選と結び付けていくことが大切だと思います。

**建設業の許可業者の
集まりを持ちます!**

法律相談のお知らせ

日 時 3月 11日(月)
午後1時より
会 場 民商事務所
弁護士 大澤 理尋 先生
(新潟中央法律事務所)
相談料 3,000円
※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

**魚沼・新婦人の会のみなさん
から、消費税学習会の講師依
頼が民商事務局にきました!**

先般、魚沼市内で活動している新婦人の会の代表から、「4月に、消費税の学習会を開きたいので、民商事務局の方から講師をお願いしたい」と連絡があり、快く承諾致しました。日時と会場は左記の通りです。

日 時 4月20日(土)
午前9時30分
会 場 守門庁舎内

訃報

2月14日未明、常任理事の林義久さん(塩沢・西旅館)が、お亡くなりました。

生前、地域経済の活性化のために、また自営業者の地位向上のためにご尽力をいたきました。心からご冥福をお祈り致します。

建設業法第11条第2項について、「許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時ににおける第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後4月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない」となっています。

私たち民商では、許認可申請書等の提出について、自主記入・自己決定権を尊重することから、建設業の許可業者の集まり(学習会)を、3月下旬頃に計画しています。